

### 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>前文（略）</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認等</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 <u>野生動物における感染確認検査</u></p> <p>都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）の感染確認検査を実施する。</p> <p>第13～第20（略）</p>	<p>前文（略）</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認等</p> <p>1～6（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第13～第20（略）</p>

**第21 移動制限区域の設定（法第32条）****1 移動制限区域の設定**

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

**2 (略)****3 家畜の所有者への連絡**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

**4～6 (略)****7 移動制限の対象**

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

**(1) (略)**

**(2) 第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳**

**(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定された日から遡って28日目の日（当該野生動物の発見から判定までに28日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）**

**(4)～(6) (略)****8 (略)****第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）****1 (略)****2 制限の対象外**

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

**3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底**

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、牛疫のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

**第23 (略)****第21 移動制限区域の設定（法第32条）****1 移動制限区域の設定**

都道府県は、第18により野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

**2 (略)****3 家畜の所有者への連絡**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

**4～6 (略)****7 移動制限の対象**

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

**(1) (略)**

**(2) 当該野生動物が確認された地点から半径1km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳**

**(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）**

**(4)～(6) (略)****8 (略)****第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）****1 (略)****2 制限の対象外**

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

**3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底**

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

**第23 (略)**

**第24 ウイルスの浸潤状況の確認等****1 ウイルスの浸潤状況の確認**

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

**(1) 野生動物における検査等**

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

**(2) 家畜における検査**

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に対する立入検査を行い、第4の1の(1)及び(2)に掲げる異状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

**2 動物衛生研究部門による検査**

動物衛生研究部門は、1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

**3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策**

都道府県は、1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

**4 (略)****第25 (略)****口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
前文 (略) 第1・第2 (略)	前文 (略) 第1・第2 (略)

**第24 ウイルスの浸潤状況の確認等****1 ウイルスの浸潤状況の確認**

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、臨床症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(新設)

**2 動物衛生研究部門による検査**

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

**3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策**

都道府県は、1により陽性と判断された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

**4 (略)****第25 (略)**

## 第3 発生に備えた体制の構築・強化

## 1 農林水産省の取組

(1)～(3) (略)

(削る)

2～4 (略)

## 第4～第6 (略)

## 第7 発生農場等における防疫措置

## 1 と殺 (法第16条)

(1)～(4) (略)

(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。そのほか、と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止するため、必要な措置を講ずる。

(6)・(7) (略)

(削る)

(8)・(9) (略)

2～6 (略)

## 第8～第11 (略)

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

## 7 野生動物における感染確認検査

都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する。

## 第13 (略)

## 第14 予防的殺処分 (法第17条の2)

## 1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

## 4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

(1)～(3) (略)

(4) ワクチン接種の有無 (実施する場合には、実施時期、実施範囲、対象家畜等)

(5) (略)

## 第3 発生に備えた体制の構築・強化

## 1 農林水産省の取組

(1)～(3) (略)

(4) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要な十分な量を備蓄する。

2～4 (略)

## 第4～第6 (略)

## 第7 発生農場等における防疫措置

## 1 と殺 (法第16条)

(1)～(4) (略)

(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

(6)・(7) (略)

(8) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(9)・(10) (略)

2～6 (略)

## 第8～第11 (略)

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

(新設)

## 第13 (略)

## 第14 予防的殺処分 (法第17条の2)

## 1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

## 4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

(1)～(3) (略)

(4) ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無 (実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等)

(5) (略)

(2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材等を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

(削る)

(3) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

#### 1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、第12の7の野生動物の感染確認検査等により、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

#### 2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

#### 3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

#### 7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

(3) 農林水産省は、ワクチン及び注射関連資材を譲与し、又は貸し付ける場合、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連續使用は避ける。

(4) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

#### 1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める（既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない。）。

また、併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

#### 2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生動物の個体数の削減に向けた体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

#### 3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

#### 7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 当該野生動物が確認された地点から半径1km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) （略）

## 8 （略）

### 第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

#### 2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 （略）

### 第23 （略）

### 第24 ウィルスの浸潤状況の確認等

#### 1 ウィルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

##### (1) 野生動物における検査等

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

##### (2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

#### 2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) （略）

## 8 （略）

### 第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

#### 2 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 （略）

### 第23 （略）

### 第24 ウィルスの浸潤状況の確認等

#### 1 ウィルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

（新設）

（新設）

#### 2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

**3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策**

都道府県は、1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

第25 (略)

**3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策**

都道府県は、1により陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 (略)

第25 (略)

**豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

農林水産大臣 野上浩太郎

改 正 後	改 正 前
前文 (略) <u>第1～第3－1 (略)</u> (削る)	前文 (略) <u>第1～第3－1 (略)</u> <u>第3－2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布</u> 第3－1の4の調査の結果を踏まえ、国及び都道府県は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、国は、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。
<u>第3－2 予防的ワクチン（法第6条第1項）</u>	<u>第3－3 予防的ワクチン（法第6条第1項）</u>
1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方 (1)・(2) (略) (3) 接種命令を実施する場合、都道府県知事は、接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）による接種（原則として初回接種を除く。）を行わせることができる。この場合において、知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行わせるものとする。 (4) (略)	1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方 (1)・(2) (略) (新設)
2 接種区域及びワクチン接種プログラム (1) (略) (2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成 ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。 ① 接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方 (2)・(3) (略)	2 接種区域 (1) (略) (2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成 ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。 ① 接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方 (2)・(3) (略)

④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師の活用を含む。）

⑤ 接種後の標識の方法

⑥～⑨ （略）

(3) （略）

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② （略）

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員又は知事認定獣医師にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る条件を付す。

3 （略）

#### 4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

#### 5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下第3-2において「家畜防疫員等」という。）は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。知事認定獣医師によるワクチン接種を受けた豚等について豚等の所有者から請求があった場合には、都道府県知事は法第8条の規定の例により証明書を交付する。

(3) ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録等を行う。

(4) （略）

④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

⑤ 法第7条に基づく標識の方法

⑥～⑨ （略）

(3) （略）

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第8条に基づき、接種区域を設定することができる。

② （略）

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

3 （略）

#### 4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

#### 5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

（新設）

(3) （略）

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

①～⑤ (略)

(6) (略)**6 接種農場の監視****(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認**

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、接種農場について必要な検査を実施する。

② (略)

**7～11 (略)**

**第4 異常豚の発見及び検査等の実施**

1 (略)

**2 都道府県による臨床検査**

①・② (略)

③ 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個／μl未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

**3～8 (略)**

**第5・第6 (略)****第7 発生農場等における防疫措置**

1～3 (略)

**4 畜舎等の消毒（法第25条）**

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5・6 (略)

**第8～第11 (略)****第12 ウイルスの浸潤状況の確認等**

1～5 (略)

**6 野生いのししにおける感染確認検査**

都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

**第13～第15 (略)**

(4) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(5)に定めるところにより実施する。

①～⑤ (略)

(5) (略)**6 接種農場の監視****(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認**

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

② (略)

**7～11 (略)**

**第4 異常豚の発見及び検査等の実施**

1 (略)

**2 都道府県による臨床検査**

①・② (略)

③ 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個／μl未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

**3～8 (略)**

**第5・第6 (略)****第7 発生農場等における防疫措置**

1～3 (略)

**4 畜舎等の消毒（法第25条）**

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5・6 (略)

**第8～第11 (略)****第12 ウイルスの浸潤状況の確認等**

1～5 (略)

**(新設)**

**第13～第15 (略)**

**第16 感染の疑いが生じた場合の対応等****1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応**

都道府県は、第3－1の4の野生いのしの調査又は第12の6の野生いのしの感染確認検査の結果、野生いのしにおいて、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生いのし（2において「感染疑い野生いのし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

**2 陽性判定時に備えた準備**

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) （略）

(7) 感染疑い野生いのしが確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

**3 （略）****第17～第19 （略）****第20 移動制限区域の設定（法第32条）****1・2 （略）****3 豚等の所有者への連絡**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第23の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

**4 移動制限区域内の農場への指導**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求めらる。

**5～6 （略）****7 移動制限の対象**

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第17により野生いのしにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日の日（当該野生いのしの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのしの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) （略）

**第16 感染の疑いが生じた場合の対応等****1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応**

都道府県は、第3－1の4の野生いのしの調査の結果、野生いのしにおいて、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのし（2において「感染疑い野生いのし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、併せて、第4の5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

**2 陽性判定時に備えた準備**

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) （略）

(7) 感染疑い野生いのしが確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生いのしの個体数の削減に向けた体制の確認

**3 （略）****第17～第19 （略）****第20 移動制限区域の設定（法第32条）****1・2 （略）****3 豚等の所有者への連絡**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第23の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

**4 移動制限区域内の農場への指導**

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

**5～6 （略）****7 移動制限の対象**

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性判定日から遡って21日の日又は病性の判定がなされた野生いのしの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) （略）

## 8 移動制限の対象外

7 の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)~(4) (略)

第21・第22 (略)

## 第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

### 1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

#### (1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域内において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止を図る。

#### (2) 豚等における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

### 2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底とともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

### 3 (略)

## 第24 経口ワクチンの散布

国及び都道府県は、第3-1の4、第12の6又は第23の1の(1)の調査等の結果、既に野生いのししに豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、野生いのししにおける豚熱のまん延の防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、市町村、獣友会等の関係団体と連携し、原則として、以下の措置を講ずる。

1 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて決定する。

2 農林水産省は、1により経口ワクチンの散布を決定したときは、経口ワクチンの使用方法、経口ワクチンの散布の効果・有効性の分析・評価方法等について記載した「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」(3において「実施指針」という。)を作成し、公表する。

3 都道府県は、実施指針に基づき、国、市町村、獣友会等の関係団体の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、有効的かつ効率的な散布を行う。

第25 (略)

## 8 移動制限の対象外

7 の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)~(4) (略)

第21・第22 (略)

## 第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

### 1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(新設)

### 2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、第17により陽性と判定された野生いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底とともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

### 3 (略)

(新設)

第24 (略)